

建築基準法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分に加え、専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、自家発電設備を設ける部分及び貯水槽を設ける部分についても、その床面積を一定の範囲内で建築基準法第五十二条第一項に規定する延べ面積に算入しないものとする事。（第二条第一項第四号及び同条第三項関係）

第二 建築基準法第三条第二項により同法第二十条の規定の適用を受けない建築物に係る増築及び改築の範囲に、増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接し、かつ、増築又は改築後の建築物の構造方法が一定の基準に適合するもの等を追加するものとする事。（第三百三十七条の二関係）

第三 その他所要の改正を行うものとする事。

第四 附則

（附則関係）

- 一 この政令は、公布の日から施行するものとする事。
- 二 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとする事。